

平成24年1月10日

## 電子入札案件における開札時の立会い依頼の廃止について

入札発注案件については、地方自治法施行令に基づき、本市が依頼した入札事業者が立会いのもとで開札を行っていましたが、同法施行令の内容が改正されたことに伴い、本市からの立会い依頼を廃止します。なお、今後の立会い方法については下記のとおりとします。

### 1. 実施内容

- ・電子入札システムで入札発注する案件（工事・業務委託・物件調達共通）について、開札日の前日に本市が入札事業者を対象に電話で行っていた立会い依頼は行いません。
- ・開札は従来どおり入札公告に記載した日時及び場所で行いますので、立会いを希望する場合は、開札時間の5分前までにお越しいただき、必ず契約課職員に立会いを希望する旨を申し出てください。
- ・申し出があった案件のみ、担当職員が開札直前に件名を告げますので、その際に関札場所に入室してください。

### 2. 実施日

平成24年1月11日（水）の開札案件から

### 3. その他

- ・電子入札以外の入札案件については、原則として従来どおり入札事業者から立会人を指名し開札を行います。
- ・本件に関わる入札心得の内容を一部変更していますので、併せてご確認ください。  
変更箇所・・・P5 「15. 入札の立会い」

### 【 お問い合わせ先 】

横須賀市財政部契約課

電話：046 - 822 - 9791

FAX：046 - 828 - 3839

E-mail：co-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp